

私たちが拓く^{ひら} 日本の未来

有権者として求められる力を
身に付けるために



総務省



文部科学省

目 次

■ <はじめに>

未来を担う私たち	4
～責任ある一票を～	

■ <解説編>

第1章	有権者になるということ	6
第2章	選挙の実際	8
第3章	政治の仕組み	20
第4章	年代別投票率と政策	24
第5章	憲法改正国民投票	28

■ <実践編>

第1章	学習活動を通じて考えたいこと	30
第2章	話し合い、討論の手法	32
	・ 手法の実践 ①	
	ディベートで政策論争をしてみよう	38
	・ 手法の実践 ②	
	地域課題の見つけ方	44

第3章	模擬選挙	50
	・ 模擬選挙（1） 未来の知事を選ぼう	52
	・ 模擬選挙（2） 実際の選挙に合わせて模擬選挙をやってみよう	62
第4章	模擬請願	72
第5章	模擬議会	78

■ <参考編>

第1章	投票と選挙運動等についての Q&A	90
第2章	学校における政治的中立の確保	101
第3章	調べてみよう	103

本資料の使い方

- 本資料は、学校の指導における補助教材として使用することを想定し作成しています。
- しかしながら、特に解説編や参考編については、皆さんが自分で読み、政治や選挙に関する知識を得ることもできるように作成しています。
- また、保護者や周りの大人は皆さんの一番身近な有権者であり、保護者等に本資料を踏まえ政治や選挙について尋ねたり、話し合ったりすることも有意義であると考えます。

未来を担う私たち ～責任ある一票を～

質問です。

「政治」と言われて、何を考えますか？ あなたにとって、「政治」はどのようなものですか？

学校でどのような教育を行うかといった皆さんの身の回りの教育に関することをはじめ、経済、農林水産、国土交通、雇用・労働、福祉、税、外交や防衛など、私たちの周りにはたくさんの国や地域の「政治」に関わることがあります。他方、外国に出て、皆さんの安全な航行を外国政府に要請する自国の旅券（パスポート）を手にした時、国の役割や存在を感じたことがある人もいることでしょう。

ただ、「政治」とは個別の課題の解決策であると同時に、次のような仕組みにつながるものなのです。

すなわち、「政治」とは、私たちが国家や社会について重要と考えるものを、国家や社会としてどのような状態であることが良いのか、優先順位をつけて決定することであり、現在の日本では、選挙を通じて私たち有権者に訴えられた候補者や政党の考えや公約を議会の議論を通じて意見集約していく、つまり、議会で決定される法律・条例や予算などにより決めていくということなのです。このようなプロセスにより、国家・社会の秩序を維持し、その統合を図っていくことが可能となるのです。

このプロセスに関与する方法が「選挙」なのです。

もうひとつ、質問です。

皆さんは、政治は難しいとか、自分の力では政府の決定に影響を与えられないと思ったことはありませんか？

ある調査*によると「私個人の力では、政府の決定に影響を与えられない」という考え方について、日本の高校生の83.0%が「全くそう思う」若しくは「まあそう思う」と答えています。この調査は、米国（76.2%）、韓国（64.6%）、中国（59.4%）の回答と比べ高い割合となっています。

このようなことが、若者の投票率が他の世代よりも低いことに影響を及ぼしていると指摘する声もあります（令和4年（2022年）7月に行われた第26回参议院議員通常選挙の投票率を年代別に見ると、60歳代65.69%に対し、10歳代35.42%、20歳代33.99%、30歳代44.80%と、10～30歳代の投票率は他の世代よりも低く、特に20歳代は平均よりも20ポイント近くも低い水準となっています）。

こうした状況を背景に、「若者は政治に関心が低く、選挙に行かない」という声もあり

ます。20歳代の低投票率は30年以上前から言われ続けているのですが、子供や若者は政治に関心が低く、判断できないというのは本当なのでしょうか。様々な課題について調べ、自分なりに理解し、判断し、自分たちの声を社会に届けたくないのでしょうか。

先ほど紹介した調査では、「社会や政治に対し、自分たちの意見を表明することについて、良いことだと思いますか」という問いを聞いています。この問いについて「とてもそう思う」「まあそう思う」と答えた高校生は95.2%います。この割合は他国と比べても高くなっています（中国93.7%、米国89.6%、韓国84.2%）。

日本の9割を超える高校生が「社会や政治に対し、自分たちの意見を表明することはとても良いことだ・まあ良いことだ」と考えている中、選挙権年齢が満18歳以上へと引下げられ、若者が社会や政治問題に参加しやすい環境が整えられました。

こんな例があります。

平成14年(2002年)9月29日、秋田県岩城町(現 由利本荘市)で実施された「岩城町の合併についての意思を問う住民投票」では、高校生を含む満18歳以上の未成年者(令和4年(2022年)4月から、成年年齢は18歳に引き下げられました。)にも投票権が認められました(未成年者が参加した住民投票はこの時が全国初)。全体の投票率が81.2%の中、注目された未成年者の投票率は66.4%(99人が投票)でした。当時の町長は投票終了後に記者会見し、未成年者の投票について「非常に高い投票率だ。18歳、19歳が町の将来を判断した」と述べています。

候補者や政党を選ぶ選挙と全く同じものではないですが、未成年である18歳、19歳が投票することを意識したことによって、自分が住んでいる街のあり方を調べ、考え、そのために必要なことは何かを判断して投票することができたのです。

本書の願いは、

高校生の間から有権者となりうる高校生世代が、これまでの歴史、つまり今まで受け継がれてきた蓄積や先人の取組や知恵といったものを踏まえ、自分が暮らしている地域の在り方や日本・世界の未来について調べ、考え、話し合うことによって、国家・社会の形成者として現在から未来を担っていくという公共の精神を育み、行動につなげていくことを目指したものです。

本書を通して、在るべき自分の姿を探求し、社会参画につなげていってください。

* (独法) 国立青少年教育振興機構「高校生の社会参加に関する意識調査報告書」(令和3年6月)

第1章 有権者になるということ

1 有権者とは

有権者になるということは、権利を持つということ、特に政治について重要な役割を持つ**選挙等に参加する権利**を持つということです。ただ、本当に権利を持つということだけなのでしょうか。

政治に参加するということはどういうことなのかから考えてみましょう。

皆さんにとって、政治の一番分かりやすい役割は、お金の集め方や使い道を決定することかもしれません。地域の住民や国民からどのように税金を集め、集められた税金をどのように使うか決定するということは政治の大きな役割です。

その中で、使い道を決定する権利を得たと言っても、個人の自由になるわけではありません。何に、どれくらい使いたいかは、人によって異なります。それは、生きる上で何が大切かということについての考え方が違うからです。そのため、異なる考え方に基づく様々な意見を調整し、まとめる必要があります。

また、国家や社会のルールを作ること、社会の秩序を維持し統合を図ることも政治の大きな役割ですが、こちらも個人や団体の考え方や意見、利害の対立を調整し、解決することが必要なのです。

我が国ではこのような役割を持つ政治は間接民主主義の原則に基づき行われています。**選挙とは**、このような政治に参加する手段の一つであり、国民や地域の住民から選ばれた代表者が議会で法律や予算を決定する制度をとっている我が国において最も重要な手段なのです。

有権者になるということは、選挙等を通じてこのような政治の過程に参加する権利を得ることです。同時に、政治に参加しても必ずしも自分の意見が通るわけではありませんが、国民や地域の住民の意思に基づき選ばれた議員が皆の意見を議論し合意された決定に対しては、構成員の一人として従うという義務が生じることとなるのです。

また、自分の意見が通るわけではないからといって、政治に参加するのをやめしまうと、一部の人の考えだけに基づいて政治が行われることになりかねません。政治が、世代や職業など様々な背景を持ち、多様な意見を持つ人々の意思を反映して行われるためには、みんなの知恵を集めていくことが求められます。

誰かに任せるのではなく、積極的に選挙を通じて、課題について調べ、考え、自分なりに判断し、政治に参加していくこと、これも権利であり、国家・社会の形成者としての責務とも言えるものなのです。

2 選挙権年齢下げの意義

平成27年の公職選挙法改正で、選挙権年齢が満20歳以上から、満18歳以上に引き下げられました。

これは、皆さんが、様々なメディアを通じ多様な情報に接し、自分の考えを育んできた世代であり、また、少子高齢化の進む日本で未来の日本に生きていく世代であることから、未来の日本の在り方を決める政治に関与してもらいたいという意図があるのです。

世界的にみると、18歳までに選挙権が認められている国は全体の9割以上であり、日本における選挙権年齢の引下げは世界の流れにも沿ったものとも言えます。

3 有権者として身に付けるべき資質とは

政治的な課題は複雑な物事が絡み合っており、判断することは容易ではありません。

これまでの歴史、つまり今まで受け継がれてきた蓄積や先人の取組や知恵といったものを踏まえ、現状を適切に理解し、未来に向けて課題を解決していくためには、政治的な教養を育むことが必要です。

政治的な教養を育むとは具体的には、

まず、政治の仕組みや原理について知ることはもちろんのこと、政治が対象とする社会、経済、国際関係など様々な分野において日本の現状はどうなっているのか、また課題は何かといったことについて理解することが必要です。

また、政治とは自分で判断することが基本ですので、**課題を多面的・多角的に考え、自分なりの考えを作っていく力**が必要です。

さらには、各人の考えを調整し、合意形成していく力も政治には重要であり、とりわけ、根拠をもって**自分の考えを主張し説得する力**を身に付けていくことが求められます。

これらの政治に参加するため必要な力を育むためには、例えば、学校生活の改善・向上を生徒会の会員である全生徒が、自分たち自身の課題としてとらえ、考え、会員として参加するとともに、生徒を代表する役員などを通じて自発的、自治的に行われる生徒会活動も重要です。

つまり、各教科の学習の中だけではなく、学校生活のあらゆる場面を通じて、また、学校だけではなく家庭や地域社会によって得られるものなのです。日常生活のあらゆる決定場面において、他人任せにするのではなく、自分の意思を示した上で、その決定に積極的に関わる機会を持つことが必要です。

教科の学習においても、教員の板書や教科書の内容を追うだけではなく、自分の意見を述べ、他の生徒の意見を聞き、考えを深めていくような機会を持つことが重要です。

皆さんは、小中学生の頃から対立する課題を取り上げ、新聞などの資料を調べ、自分の意見をまとめ、話し合い、一定の結論を出していくような授業を受けてきたものと思います。また、様々な手段で多様な情報を把握し、自分の生き方を変えてきた世代でもあります。

是非、高等学校において、政治的教養を育み、その成果を生かして有権者として政治に参加してください。

解説編

第2章 選挙の実際

現職の議員や立候補を検討している者は、有権者の意思を確認するとともに、自らの考え方を有権者に説明し、支持を訴えるなどの「政治活動」を行っています。

この活動は政治上の目的をもって行われる全ての活動を言い、例えば国政報告会、街頭での政治活動報告演説、後援会への参加を勧誘する後援会活動や政党活動があります。また、個人や団体から政治資金を集めることなども政治活動です。

同時に、有権者もそれぞれの政治的な意思の実現を図るため、後援会活動や政党活動に参加するなどの「政治活動」を行うことができます（個別の選挙の公示・告示が行われると、特定の候補者の当選を目的として投票を得させるための活動である「選挙運動」が行われることとなります（P.12、13 参照）。

この章では、候補者が立候補して「選挙運動」を行う過程（1）と有権者が投票をするまでの過程（2）、開票～当選人の決定（3）について説明します。

1 公示・告示

公示・告示どちらの言葉も、選挙の期日を広く知ることができるようにすることを指すもので、この日から選挙がスタートします。衆議院議員総選挙・参議院議員通常選挙では公示、都道府県知事・都道府県議会議員、市区町村長・市区町村議会議員の地方選挙などでは告示といいます。

※市区町村の区は特別区をいいます。

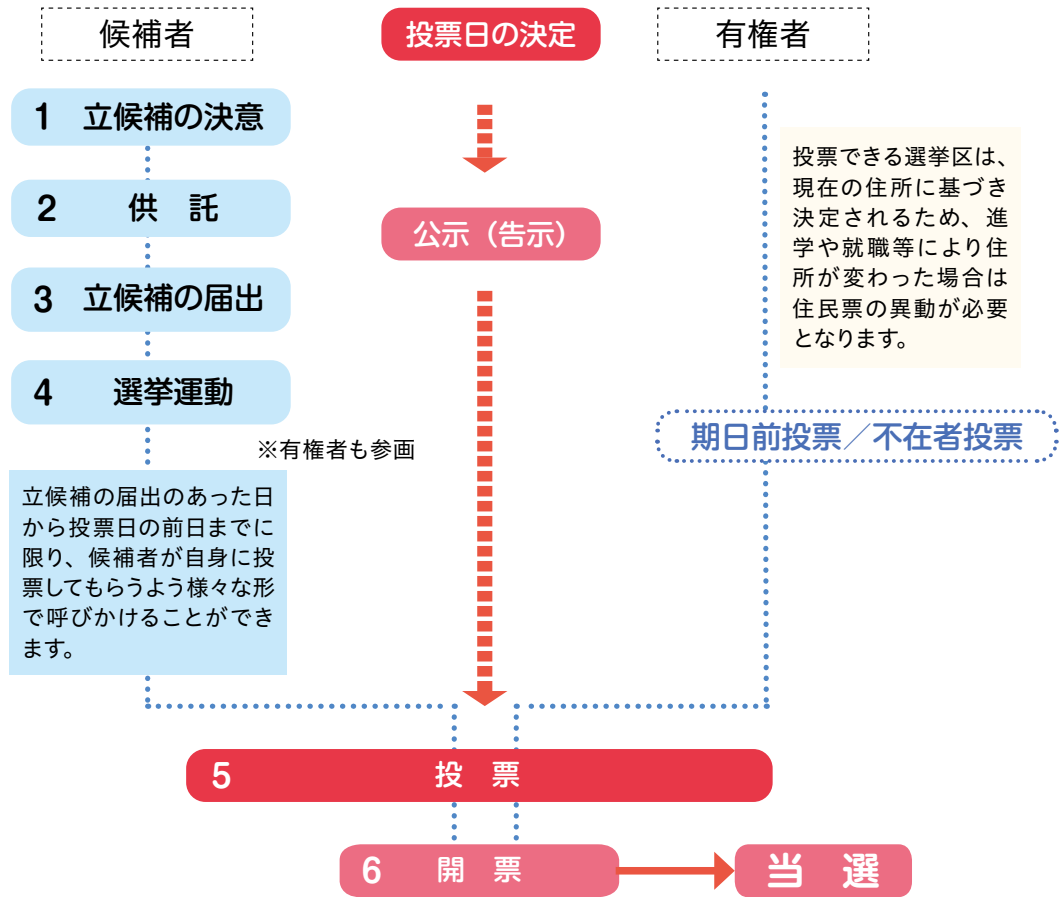
① 公示・告示日に、立候補の受付が行われる。

	任期満了による 選挙期日	議会の解散によ る選挙期日	その他の 選挙期日	公示・告示日
衆議院議員	●任期満了日前 30 日以内	●解散の日から 40 日以内	●再選挙、補欠 選挙は基本的 に4月と10月 の年2回に統一 ※一部例外があり ます。	●参議院選と知事選は 投票日の17日前まで ●指定都市市長選は投 票日の14日前まで ●衆議院選は投票日の 12日前まで ●都道府県議選と指定 都市議選は投票日の 9日前まで ●市区長選と市区議選 は投票日の7日前まで ●町村長選と町村議選は 投票日の5日前まで
参議院議員	●任期満了日前 30 日以内	—		
地方公共団体 の長	●任期満了日前 30 日以内	—	●欠員が生じた などの事由発 生の日から50 日以内	
地方公共団体 の議会の議員	●任期満了日前 30 日以内	●解散の日から 40 日以内		

② 定数や任期は、選挙によって違いがある。

選挙の種類		選挙区数	定数	被選挙権 年齢・住所要件	任期	選び方
国の選挙	衆議院議員総選挙	小選挙区選出	289	289人	4年 (解散あり)	それぞれの選挙区で最も多く得票した1人が当選します。
		比例代表選出	11 ブロック	176人		全国を11に分けた選挙区で行われ、選挙区ごとに各政党等の得票数に比例して当選者数が配分されます。
	参議院議員通常選挙	選挙区選出	45	148人	6年 (3年ごとに半数改選)	原則、都道府県の区域を単位とする選挙区(鳥取県・島根県、徳島県・高知県はそれぞれ2県の区域)で行われ、得票数の多い順に当選者を選びます。
		比例代表選出	1	100人		全国を1つの選挙区として行われ、各政党等の得票数に比例して当選者数が配分されます。
地方の選挙	都道府県知事選挙	—	—	満30歳以上 住所要件なし	4年	都道府県を1つの選挙区として最も多く得票した人が当選します。
	都道府県議会議員選挙	—	—	満25歳以上 都道府県内市区町村に引き続き3か月以上住んでいること		いくつかの選挙区に分け、それぞれの選挙区で得票数の多い順に当選者を選びます。
	市区町村長選挙	—	—	満25歳以上 住所要件なし		市区町村を1つの選挙区として最も多く得票した人が当選します。
	市区町村議会議員選挙	—	—	満25歳以上 その市区町村に引き続き3か月以上住んでいること		市区町村を1つの選挙区として得票数の多い順に当選者を選びます。 (指定都市などは選挙区あり)

③ 立候補の決意が固まったら、供託をして立候補の届出をする。



④ 立候補するには、供託金が必要。

例

選挙の種類	供託額	供託金が没収される得票数
衆議院小選挙区	300 万円	有効投票総数 × 1 / 10 未満
都道府県議会	60 万円	有効投票総数 ÷ その選挙区の議員定数 × 1 / 10 未満

選挙メモ①

選挙の供託とは？

供託とは、金銭などの管理を国家機関である供託所に委ねることです。選挙で供託金を用意するのは、売名などの理由で無責任に立候補することがないように、慎重な決断を期待しているからです。選挙後、一定の票数を得た候補者にはこの供託金は返還されますが、得票が一定の水準に満たない場合は没収されます。

候補者や政党の情報はこう集める！

信頼できる候補者を選ぶための情報収集、実はこんなにあるんです。

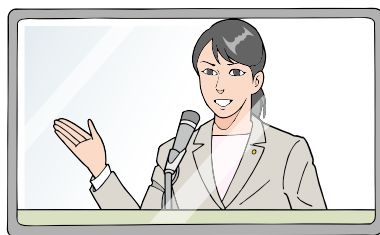
インターネット

候補者や政党等のホームページやブログ、SNS（X（旧ツイッター）やフェイスブック等）などにより、政策や考え方などを知ることができます。



政見放送

候補者や政党等が、テレビやラジオを通じて意見や考えを訴えます。対談形式を用いるなど、有権者に分かりやすく伝える工夫もなされています。



冊子状の公約集

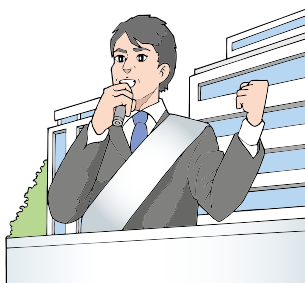
当選したら、どんなことをいつまでに実現させるかを、政党等が有権者に向けて発表する選挙公約。パンフレットなどで街頭演説の場所などにおいて無料配布されます。

選挙公報

投票日の2日前までに、世帯ごとに届けられる、新聞に似た印刷物。候補者の氏名、意見や考えなどが掲載されています。インターネットでも同じものが公開されています。

街頭演説

駅前や商店街などの公共の場で、候補者や政党等が有権者に直接政策を訴えるもの。



演説会

候補者が開催するものと、政党等が開催するものがあります。



公開討論会

立候補予定者が一堂に集まり、自分の政策や公約などの考え方を有権者に説明したり、立候補予定者同士がお互いに討論したりする場です（選挙運動期間外に限られます）。

新聞・テレビ

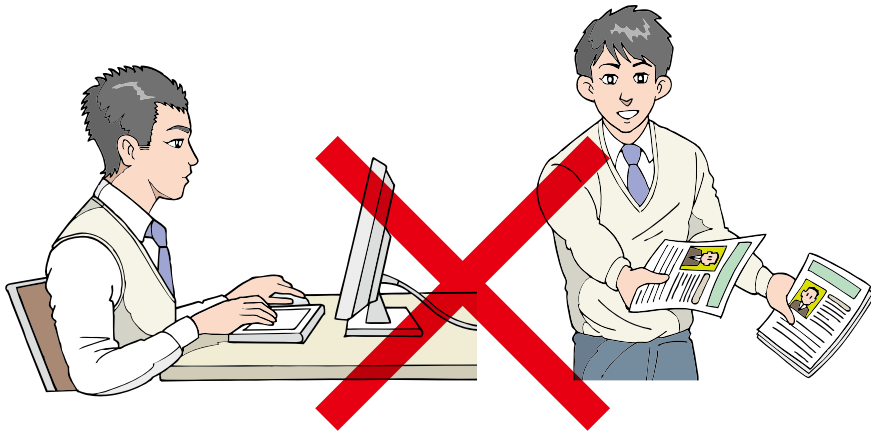
選挙の前には、新聞やテレビで、各政党や候補者の政策や選挙での争点について、特集が組まれたり、解説されたりしています。

⑤ 投票日の前日まで候補者・有権者は選挙運動ができる。

公示・告示日に立候補の届出がされた時から投票日の前日まで選挙運動が可能となります。選挙運動はポスター・街頭演説や演説会・選挙運動用自動車からの連呼・選挙公報・新聞広告・政見放送（国政選挙や知事選挙のみ）、ウェブサイトや電子メールを利用した選挙運動などがあります。

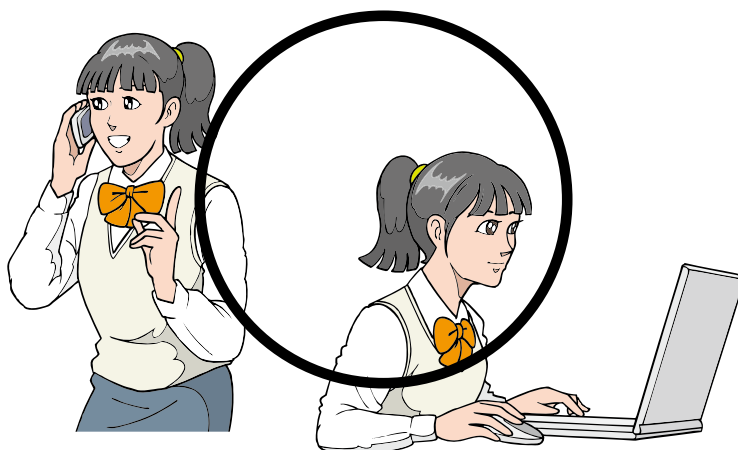
また、誰でも自由にできる選挙運動として、電話での投票依頼や街頭で出会った人などに投票を依頼することもあります（戸別訪問の禁止に当たらないこと）。ウェブサイト、SNS を利用した選挙運動も可能です。

なお、公示・告示日の立候補の届出より前に選挙運動を行うことはできません。



**満18歳未満は一切の選挙運動が
できません。**

もちろん、インターネットによる選挙運動もできません。



満18歳(有権者)になれば選挙運動が可能です。

友人・知人に直接投票や
応援を依頼する

電話により投票や応援を
依頼する

自分で選挙運動メッセージを
掲示板・ブログなどに書き込む

選挙運動メッセージを
SNSなどで広める
(リポスト、シェアなど)

選挙運動の様子を動画サイト
などに投稿する



ただし、電子メールを利用した選挙運動は満18歳以上の有権者も含め候補者や政党等以外の人できません。

2 投票



① 選挙権

日本国民で満 18 歳以上の者は国政選挙の選挙権を、加えて 3 か月以上住所を有していればその属する地方公共団体の選挙（議員及び長）の選挙権を有します。平成 27 年（2015 年）6 月の公職選挙法改正で、満 20 歳以上だった選挙権年齢が満 18 歳以上に引き下げられ、平成 28 年（2016 年）6 月に施行されました。

② 投票の原則

選挙は「投票」で行うこととされ、「一人一票」（選挙区と比例区がある国政選挙ではそれぞれ一票）「投票所で」が大原則です。

③ 投票時間

投票時間は、7 時から 20 時までです。ただし、特別の事情のある場合のみ、市区町村の選挙管理委員会の判断において、一定の範囲で開始時刻や終了時刻を繰り上げ又は繰り下げる（終了時刻は繰り上げのみ）ことができます。自分の行く投票所の場所や開いている時間は、自宅に送られる**投票所入場（整理）券**に書いてありますのでよく確認しましょう。

④ 期日前投票、不在者投票

投票日当日、用事のある有権者は、投票日の前に「**期日前投票・不在者投票**」をすることができます。各市区町村に最低一か所、20 時まで開いている期日前投票所があります。授業や仕事だけでなく、遊びに出かける予定でも利用できます。

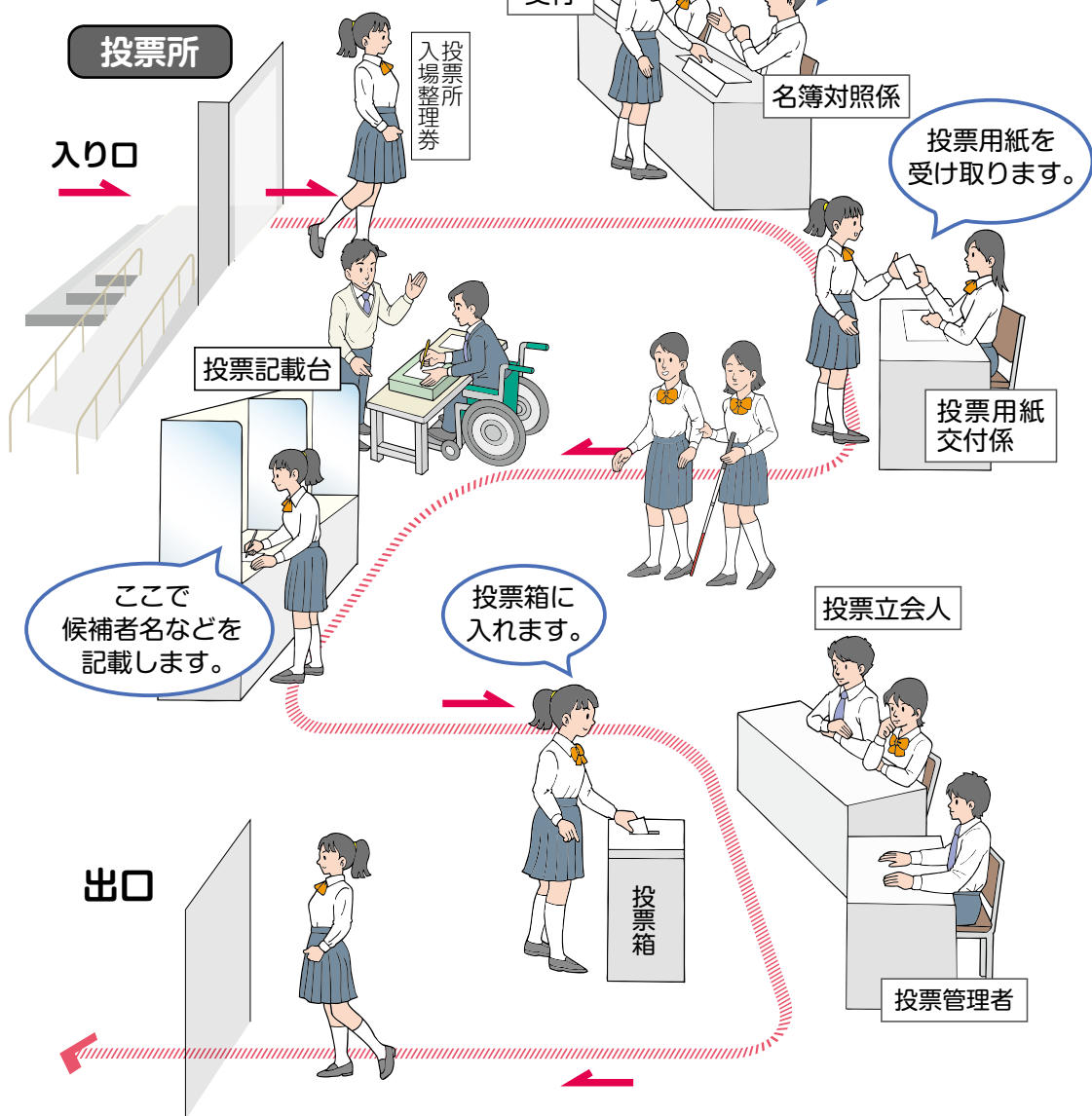
⑤ 代理投票、点字投票

視覚障害者や病気やけがなどで投票の記載ができない人は、期日前投票を含めて投票所の係員が代筆する「**代理投票**」の制度があります。また、投票所には、点字投票用の投票用紙や点字器が用意しており、「**点字投票**」が可能です。

⑥ 在外投票

海外に住んでいる人が、外国にしながら国政選挙に参加できる「**在外投票**」の制度があります。

⑦ 投票の流れ



選挙メモ②

選挙における
障害などへの配慮

参政権は、障害の有無に関わらず、日本国憲法で保障された国民としての権利です。障害者が円滑に投票できるように「代理投票」や「点字投票」の制度が講じられているほか、選挙に関する情報を入手するために、選挙公報を点字又は音声化した「選挙のお知らせ」等を配布している場合も多くあります。また、投票所には、肢体不自由のある人や病气やけがで歩くことが不自由な人のために車いす及びスロープ、車いす用の記載台も配備されています。

このほか、重度障害者が利用できる「郵便等投票」、病院等への入院・入所者が利用できる「指定病院等における不在者投票」の制度もあります。

⑧ 投票の方法

選挙には投票用紙に「候補者の名前」を書く選挙と、以下のように「政党等の名称」を書く選挙があります。投票を記載する台には、候補者や政党等の名称などが掲示されているので、判別できるように正確に書きます。

(1) 衆議院議員総選挙

衆議院議員総選挙は、小選挙区選挙と比例代表選挙の2つからなります。また、最高裁判所裁判官国民審査も同時に行われるので、3つとも投票してください。

小選挙区選挙

全国 289 の選挙区ごとに行われ、有権者は**候補者名**を記載して投票します。

1 枚目 投票

↓

結果

投票箱

○
川
○
太

当	○川○太	10 万票
	○田○江	8 万票
	○山○男	3 万票
	○木○子	1 万票

得票数の最も多い候補者が当選人となります。

比例代表選挙

全国 11 の選挙区（ブロック）ごとに行われ、有権者は**政党名**を記載して投票します。

2 枚目 投票

↓

結果

投票箱

△
△
党

○	○党	400 万票
当	○田○江	
当	○川○夫	
当	○山○郁	
	○木○代	

△	△党	300 万票
当	○中○治	
当	○永○樹	
	○崎○太	
	○水○夫	

(3 人当選) (2 人当選)

政党の得票数に基づいてドント式 (P.18 参照) により各政党の当選人の数が決まり、各名簿の当選人の数までの順位のもの当選人となります。

最高裁判所裁判官国民審査

裁判官ごとに行われ、有権者は、やめさせた方がよいと思う裁判官については、「×」を記載し、やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も記載せずに投票します。

3 枚目 投票

↓

結果

投票箱

×
○谷○之
○山○子
○崎○郎
○本○男

	罷免可	罷免不可
○本○男	50 万票	500 万票
○崎○郎	50 万票	500 万票
○山○子	100 万票	450 万票
○谷○之	200 万票	350 万票

罷免可が罷免不可の票数を超えた場合、その裁判官は罷免されます。

重複立候補

衆議院議員総選挙において、小選挙区の候補者を政党の比例代表名簿にも記載することができる制度。小選挙区選挙に当選した場合は、比例代表名簿に記載されていないものとみなされます。

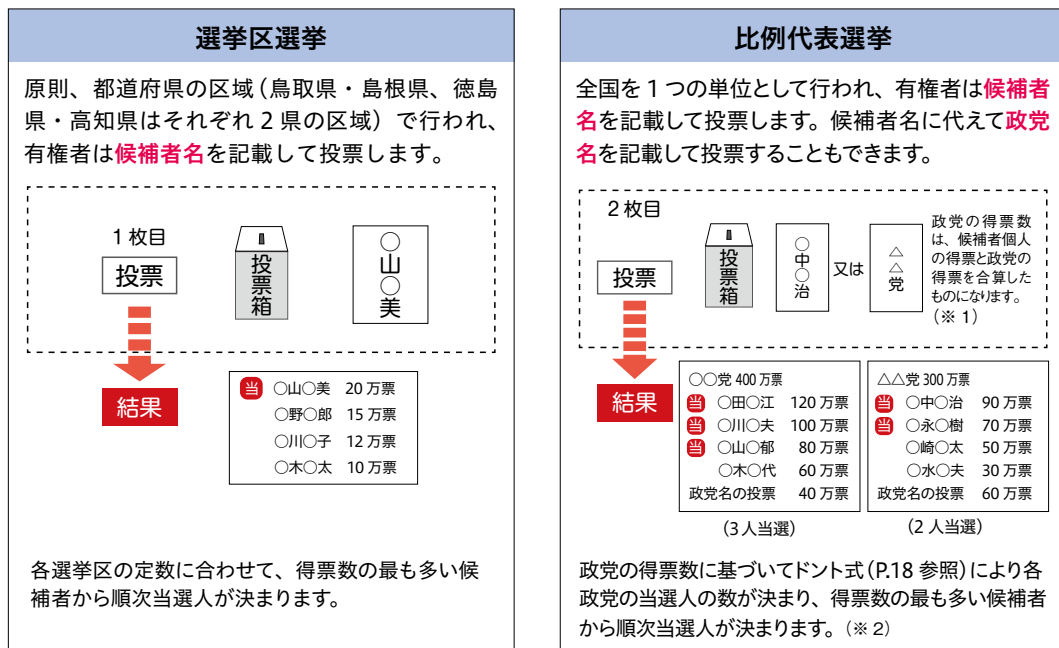
最高裁判所裁判官国民審査

すでに任命されている最高裁判所の裁判官を辞めさせるべきかどうか国民が決める制度。

最高裁判所の裁判官は任命された後に初めて行われる衆議院議員総選挙の投票日に国民審査を受け、この審査の日から 10 年を経過した後に初めて行われる衆議院議員総選挙の投票日に更に審査を受けます（その後も同様）。

(2) 参議院議員通常選挙

参議院議員通常選挙は、**選挙区選挙**と**比例代表選挙**からなるので、2つとも投票してください。なお、比例代表選挙については、優先的に当選人となるべき候補者として比例名簿に記載することができる特定枠制度が導入されています。



(※1) 特定枠の候補者の氏名を記載した投票は、政党への投票とみなされます。

(※2) 特定枠の候補者があるときは、特定枠に記載された候補者を上位とし、名簿記載の順位の通りに当選人となります。その他の候補者についてはその得票数の多い順に当選人が決まります。

⑨ 誰に投票するか？

日本国憲法は、「すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問われない」としています。誰からの干渉も受けずに、皆さん自身が投票先を決めるのです。

投票先の情報を集める方法は、様々です。街で目にする選挙運動や日頃の政治活動・報道機関の情報・知人の意見など、インターネット上にも情報は大量にあります。

自分の考えに近い意見をもつ者、関心が強い分野に詳しい者、日頃好ましいと思っている政党に所属している者、どのような基準でも、それが皆さんの政治参加です。自分で考え、選択することがとても大切なのです。

なお、情報はあふれていますが、誰が発信したのか、事実を述べているのか、発信者の意見なのかなどを見極める必要があります。

選挙メモ③

これは投票用紙ではありません

投票日が近づくと、封書やはがきで選挙の案内が自宅に届きます。これは、投票所入場（整理）券で、投票用紙ではありません。紛失したり持参するのを忘れたりしても、投票所の受付などで本人であることが確認できれば、投票ができます。



3 開票～当選人の決定

投票が終わると、各投票所から投票箱を開票所一か所に集め、開票を行います。

開票作業の結果、得票により当選人が決定します。国政選挙の比例代表選挙における各政党等への当選人の配分はドント式で行われます。

選挙メモ④

比例代表選挙におけるドント式とは

下表のように、各政党の総得票数を 1 から順に正の整数で割り、その商の大きい順に議席数を割り振る方式です。

政党名	△△党	〇〇党	××党
総得票数	1200	1500	900
÷ 1	1200	1500	900
÷ 2	600	750	450
÷ 3	400	500	300
当選者数	2 人	3 人	1 人

※当選者数が全体で 6 人の場合

「選挙権拡大の歴史」

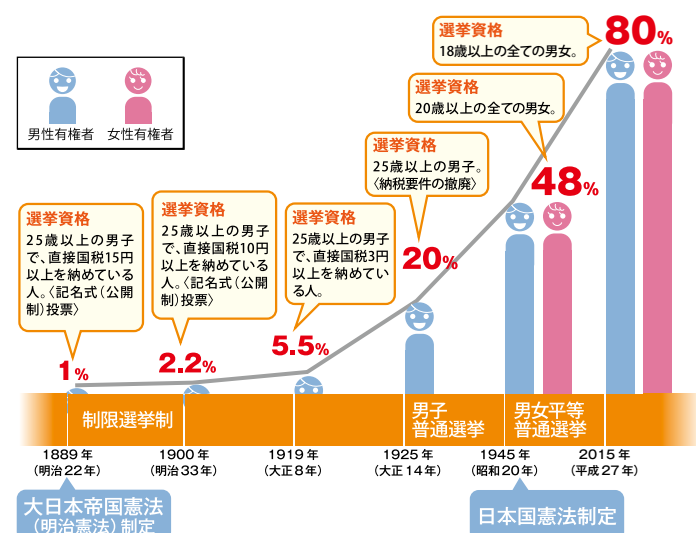
幅広い国民の意見に基づき、議論を通じて政治を決定することが民主主義です。

日本でも明治維新時に出示された「五箇条の御誓文」において「広く会議を興し万機公論に決すべし」と、議論を重視する原則が明示されました。

その後、議会が設置され、選挙制度が確立してきました。大日本帝国憲法制定後、明治23年(1890年)に初めて実施された第1回衆議院議員総選挙では、有権者は全人口のわ

ずか1.13%に過ぎなかったのですが、その後徐々に制限が緩和されていきました。その背景には、多くの国民を巻き込んで行われた普通選挙権獲得のための運動があり、また、平塚らいてうや市川房枝を中心とした女性参政権獲得のための運動があったことを忘れることはできません。そして昭和20年(1945年)、満20歳以上の全ての男女が選挙権を獲得し、翌年実施された戦後初の衆議院議員総選挙では、ついに女性も投票することができたのです。また、女性は被選挙権も獲得して、総選挙に立候補した女性の中で、39名の代議士が誕生したことも、憲政史に残る大きな出来事であったといえるでしょう。

選挙権年齢の満18歳以上への引下げは、70年ぶりの大きな出来事でした。下の図を見てください。今こうして皆さんが、満18歳で選挙権を行使できるようになるまでには、多くの先人の



横浜市選挙管理委員会ホームページを基に作成



げた履きにもんぺ姿の女性も＝東京・四谷区役所（当時）の投票所

努力があったということを中心にとどめておきたいものです。

現在の日本では、満18歳以上の有権者で全人口の80%以上を占めるようになりました。このうち20歳未満、皆さんの世代の有権者は200万人あまり。大人たちがつくってきた社会をより良いものにしていくために、今こそ皆さんの力が必要なのです。

解説編

第3章 政治の仕組み

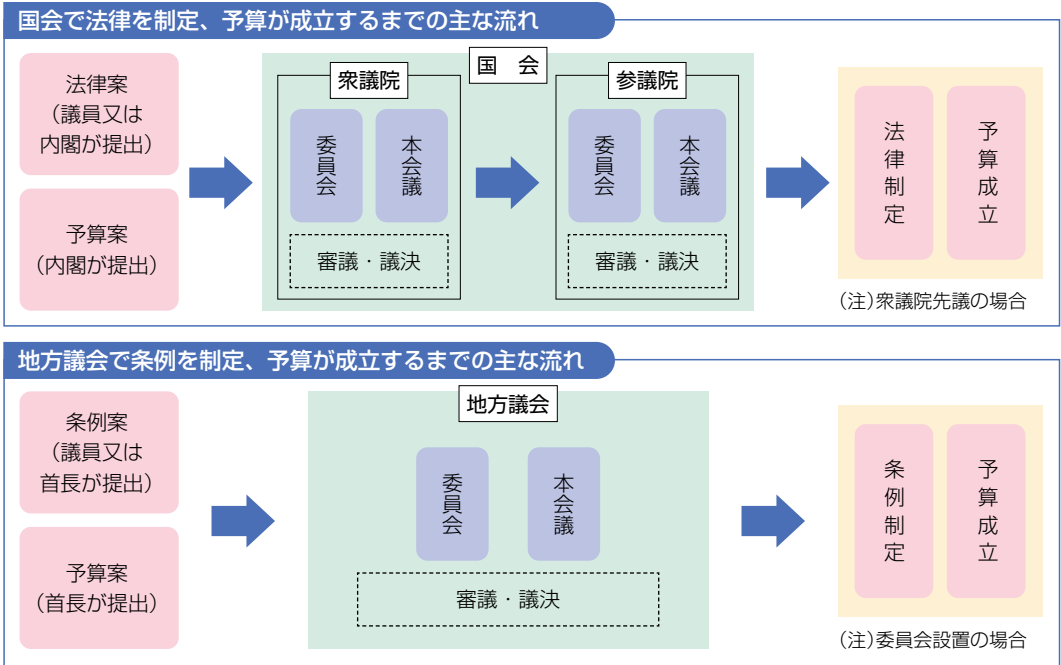
1 国会、地方議会の役割

私たちの生活は様々な法律や条例によって秩序が保たれています。

法律は国会で、条例は各地方議会で審議され制定されます。さらに、国会や各地方議会では、国や各地方公共団体の予算（税金をどの分野にどのように使うか）について審議し決定しています。

このように、**国会は国の、地方議会は地方公共団体の重要事項を決定する**という重い役割を担っています。

	国会（衆議院・参議院）	地方議会
主な役割に係る規定	●国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関【憲法第41条】	●地方公共団体に、 <u>法律</u> の定めるところにより、議事機関として設置【憲法第93条第1項】 ●地方公共団体の重要な意思を決定【 <u>地方自治法</u> 第89条第2項】
主な具体的役割	●議員や内閣から提出された法律案を審議し議決 ●内閣から提出された予算案について審議し議決 など	●議員や首長（知事、市区町村長）から提出された条例案を審議し議決 ●首長から提出された予算案について審議し議決 など



2 議員の役割

議会制民主主義をとる我が国では、国民や住民による選挙により議員を選出し、政治の具体化をその議員に委ねています。議員は国民や住民を「代表」し、国会や地方議会に参画しており、国は議院内閣制（国会議員の多数党が中心となって内閣を組織）、地方は二元代表制（議員と首長を別々に有権者が選挙で選出）を採用しています。

議員は、国や地域の課題などについて国民や住民の声を聞き政策立案を行っているほか、国会や地方議会で、主に次のような役割を果たし議会活動を行っており、私たちが選出した議員の一票が、私たちの生活に大きな影響を与える可能性があるのです。

（１）国会議員

- A. 法律案や予算案等について審議し、議決（賛成又は反対の意思を表示）する。
- B. 議案（法律案等）を賛成議員と共に提出する。
- C. 内閣総理大臣を指名する投票を行う。また、衆議院は内閣不信任決議権を持つ。
- D. 国会で衆参各議院の総議員の３分の２以上を経て憲法改正の発議を行うことができる（憲法を改正するためには、発議の後、国民投票により過半数の賛成が必要）。
- E. 国政に関する調査を行う。

（２）地方議会議員（都道府県議会議員、市区町村議会議員）

- A. 条例案や予算案等について審議し、議決（賛成又は反対の意思を表示）する。
- B. 議案（条例案等）を賛成議員と共に提出する。
- C. 選挙で選ばれた首長への不信任の議決ができる。
- D. 地方公共団体の事務に関する調査を行う。

地方議会の役割及び議員の職務等が法律で明確化されました。

令和５（２０２３）年４月２６日に地方自治法の一部を改正する法律が成立し、多様な住民の地方議会への参画を促進するため、地方議会の役割及び議員の職務等が次のとおり明確化されました。

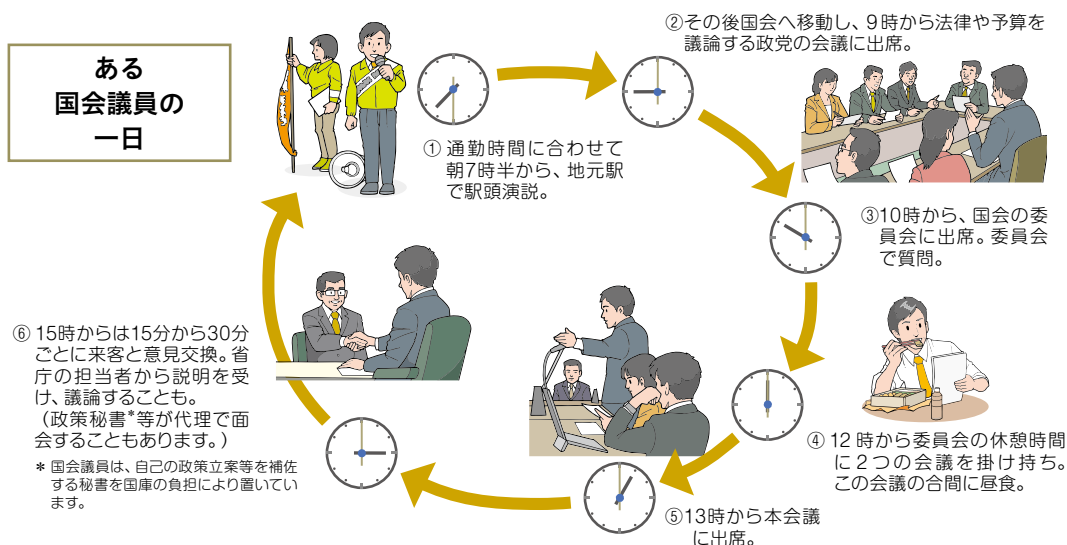
第八十九条 普通地方公共団体に、その議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもつて組織される議会を置く。

- ② 普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。
- ③ 前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。（下線が地方自治法改正により条文に新たに追加された部分）

3 議員の活動

選挙で選ばれた議員はどのような一日を送っているのでしょうか。

議会の本会議や委員会への出席、政策研究や現場の調査・実態把握、有権者からの要請や相談・意見交換など、その活動は多岐にわたっています。



4 私たちの生活との関わり

国会や地方議会が制定した法律や条例には、私たちにとって身近なものも多くあります。

例 食品ロスの削減の推進に関する法律

食品ロスとは、まだ食べられるのに、廃棄される食品のことです。世界には、栄養不足の状態にある人々が多数存在しています。一方で、日本は、まだ食べられる食品が、大量に廃棄されています。

このような状況を問題とした超党派の議員により、令和元年に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が議員立法により制定されました。

この法律により、様々な主体に、食べ物を無駄にしない意識のもとで、国民運動として食品ロスの削減が求められます。消費者である私たちも、食品ロスの問題と自分とのかかわりについて理解し、日常生活の中で食品ロスを削減するために自分のできることを考え、行動することに努める必要があります。

例 歩きスマホ条例

皆さんは、歩きながらスマートフォンを操作した経験はありますか。いわゆる歩きスマホは、画面を注視することで極端に視野が狭まり周囲への注意が散漫になることから、信号無視、他の歩行者への通行妨害や車両との衝突などにつながる危険があります。

このため、神奈川県大和市においては、令和2年6月に「歩きスマホの防止に関する条例」が議会で制定されました。本条例では、公共の場所における歩きスマホを禁止するとともに、市が市民等及び事業者と連携し、啓発活動等を実施することを規定しています。

市内の調査では、条例制定前後で、歩きスマホをしていた人の割合が、5.5ポイント減少しました。

5 政党等の役割

政党とは、一般的には、政治的な主義や主張が近い人たちが集まり、政治活動を行う集団のことです。政党は、自分たちの政策を実現するために、選挙を通して政権の獲得を目指します。また、政党は、国民の様々な意見や利益を政治に反映させる、いわば国民と議会を結ぶパイプ役として議会制民主主義において大きな役割を果たしています。

また、議員が任意に結成する議会内の団体として「会派」があります。国会のほか、地方議会においても導入している例が多く見られます。

「国会議事堂の銅像 -“4つ目の台座”に立つのは誰? -」

皆さんの中には、国会議事堂を見学したことがある人もいるでしょう。国会議事堂は、昭和11年（1936年）11月に竣工しました。当時、日本で一番高い建物でした。同年12月24日に召集された第70回帝国議会から使用され、現在に至っています。

中央広間は、議事堂で一番高い中央塔の真下であり、中央玄関から御休所*へと通じる広間です。2階から6階までの吹き抜けになっていて、天井までの高さは32.62mあります。これは、法隆寺の五重の塔がちょうど入る高さです。

（中略）

また、中央広間には、議会政治の基礎を作るために功労のあった板垣退助、大隈重信、伊藤博文の銅像があります。これは、昭和13年（1938年）に大日本帝国憲法発布50年を記念して作られました。

板垣退助は明治の初めに国会の開設を求め自由民権運動を起こし、日本で最初の政党である自由党の党首をつとめました。大隈重信は日本で最初の政党内閣の総理大臣で、立憲改進黨の党首として議会政治確立のため活動しました。伊藤博文は日本で最初の内閣総理大臣であり、初代の貴族院議長です。大日本帝国憲法の起草の中心的役割を果たしました。

ところで、4つ目の台座には銅像がありません。これは、4人目を人選できず将来に持ち越されたといわれています。また、「政治に完成はない、未完の象徴」という意味もあるといわれています。

（参議院ホームページより）



国会議事堂 中央広間



板垣退助 大隈重信 伊藤博文

*御休所（ごきゅうしょ）：開会式の当日、天皇陛下が議事堂にお着きになると、まずお入りになりお休みになるところ。

第4章 年代別投票率と政策

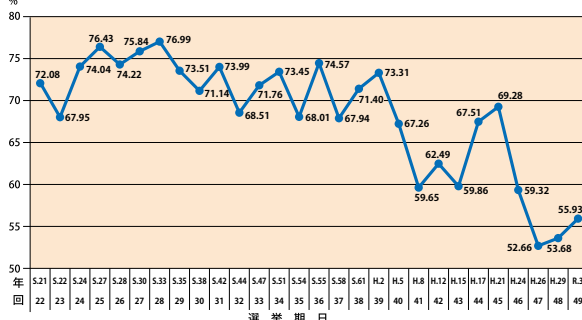
1 近年の投票率

近年、国政選挙、地方選挙とも投票率の低下が問題となっており、衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙の投票率は5割程度、統一地方選挙は4割台となっています。

投票率は、選挙の争点や候補者の顔ぶれなど様々な要素が総合的に影響するものと考え

られることから、一概に評価できるものではありませんが、全般的に低下傾向が続いています。

衆議院議員総選挙（大選挙区・中選挙区・小選挙区）における投票率の推移



注1 昭和38年は、投票時間が2時間延長され、午後8時までであった。

注2 昭和55年及び昭和61年は衆参同日選挙であった。

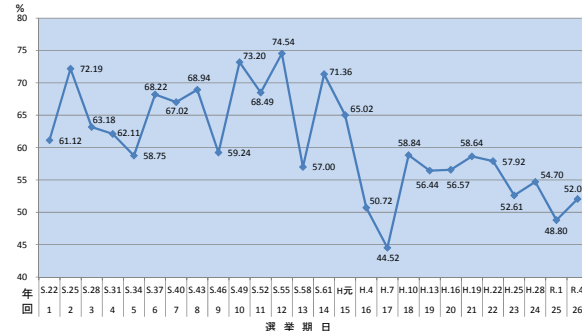
注3 平成8年より、小選挙区比例代表並立制が導入された。

注4 平成12年より、投票時間が2時間延長になり、午後8時までとなった。

注5 平成17年より、期日前投票制度が導入された。

注6 平成29年より、選挙権年齢が18歳以上へ引き下げられた。

参議院議員通常選挙（地方区・選挙区）における投票率の推移



注1 昭和49年は、投票時間が1時間延長され、午後7時までであった。

注2 昭和55年及び昭和61年は衆参同日選挙であった。

注3 昭和58年より、拘束名簿式比例代表制が導入された。

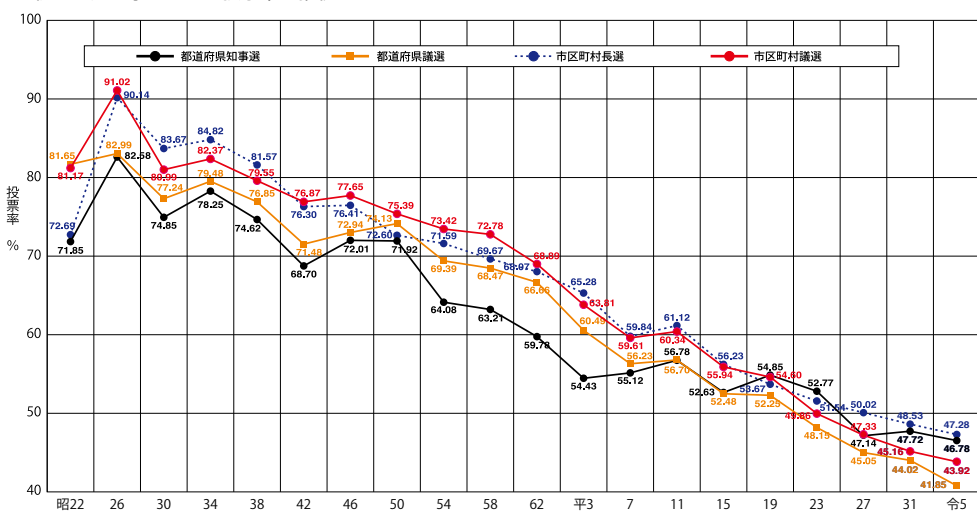
注4 平成10年より、投票時間が2時間延長になり、午後8時までとなった。

注5 平成13年に、比例代表制が非拘束名簿式に変更された。

注6 平成16年より、期日前投票制度が導入された。

注7 平成28年より、選挙権年齢が18歳以上へ引き下げられた。

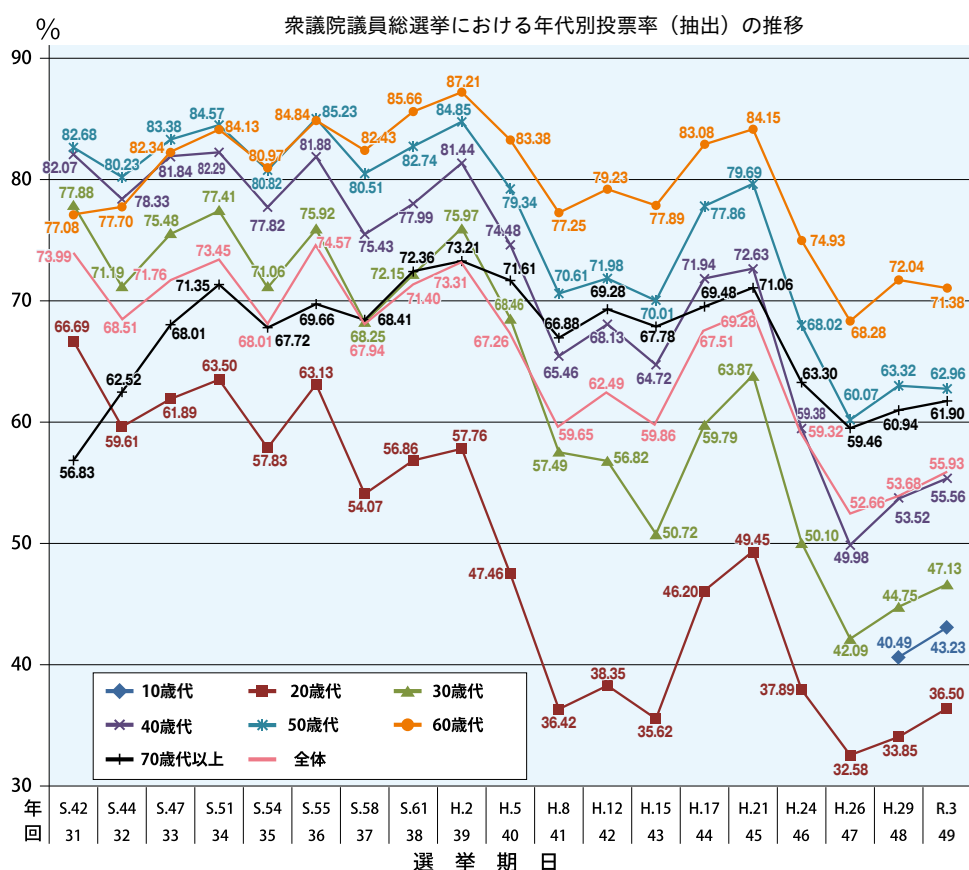
統一地方選挙における投票率の推移



2 若い世代の投票率

若い世代の投票率は、いずれの選挙においても他の世代に比べて低く、しかもその差が拡大してきています。例えば衆議院議員総選挙における20歳代の投票率は全体の投票率に比べ、昭和50年代は10ポイントほど低かったものが、現在は20ポイントほどの差になっています。

なお、令和3年（2021年）の衆議院議員総選挙においては、10歳代の投票率は43.23%（18歳50.35%、19歳36.02%）となり、20歳代の投票率に比べて高い水準となりました。

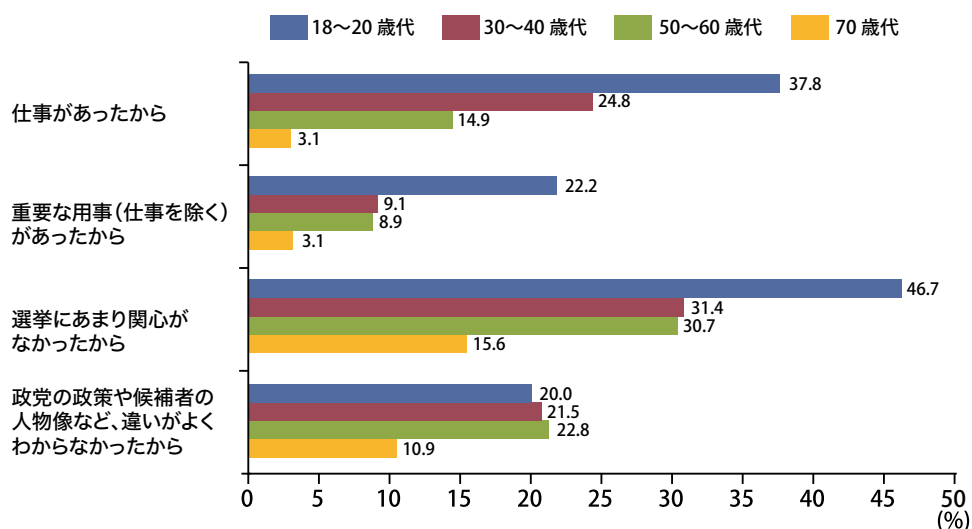


3 若い世代の意識

若い有権者の投票率が低いことについては、様々な理由が指摘されています。例えば、他の世代に比べて政治的関心が低いから投票率が低いということを、関係の調査に基づき指摘する声もあります。

公益財団法人明るい選挙推進協会が令和3年度（2021年度）に実施した第49回衆議院議員総選挙全国意識調査結果によると、18～20歳代の若者が投票を棄権した理由として多かったのが、「選挙にあまり関心がなかったから（46.7%）」、「仕事があったから（37.8%）」、「重要な用事（仕事を除く）があったから（22.2%）」、「政党の政策や候補者の人物像など、違いがよくわからなかったから（20.0%）」となっています。

年代別棄権理由（上位4つ）

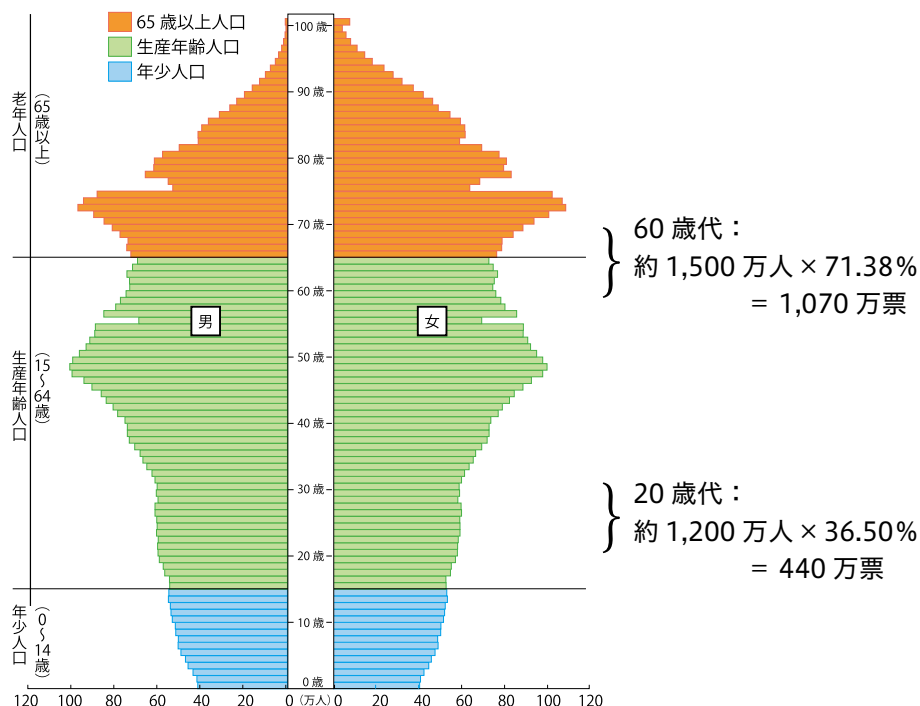


4 若者の投票率が低いことによる影響

令和3年（2021年）の衆議院議員総選挙における年代別投票率を見ると、20歳代の投票率が36.50%であったのに対して、60歳代は71.38%と2倍近くの差がありました。また、令和3年10月1日現在の人口推計を見ると、20歳代はおよそ1,200万人であったのに対して、60歳代はおよそ1,500万人と1.3倍ほどの差があります。これらを計算してみると、20歳代の投票数はおよそ440万票、60歳代の投票数はおよそ1,070万票となり、票数にするとその差はおよそ2.4倍となります。

若者の投票率が低くなると、若者の声は政治に届きにくくなってしまいます。その結果、若者に向けた政策が実現しにくくなったり、実現するのに時間を要する可能性があります。

我が国の人口ピラミッド（令和3年10月1日現在）



「若者の政治参加と海外の選挙事情」

海外の選挙権年齢はどのようになっているのでしょうか。

現在海外では「18歳以上」が主流です。国立国会図書館の調査（令和2年）では世界の187の国・地域のうち、9割近くが日本の衆議院に当たる下院の選挙権年齢を「18歳以上」と定めています。例えば、米国、英国、フランス、ドイツ、イタリアでも18歳以上となっていました。

選挙権年齢は、ヨーロッパの国々を中心に更に引き下げる動きも活発化しており、オーストリアではすでに16歳への引下げを実施しています。ドイツ、ノルウェーなど特定の州や市町村で16歳への引下げが実施されている国もあります。

また、選挙への参加の仕方が異なる国もあります。

例えば、米国では、選挙権は満18歳以上の国民にありますが、実際に投票するためには事前に有権者登録を行うという積極的な対応が必要です。一方、オーストラリアでは、棄権した場合には罰金が科される義務制となっています。

いずれにせよ、ますます若い世代が政治に関心をもち、積極的に政治に参加することが期待されています。

各国の選挙権年齢（抜粋）

21 歳	オマーン、クウェート、シンガポールなど
20 歳	カメルーン など
18 歳	日本、米国、英国、イタリア、オーストラリア、カナダ、ドイツ、フランス、ロシア など
17 歳	東ティモール など
16 歳	アルゼンチン、オーストリア、キューバ、ブラジル など

※ 国立国会図書館調べ（令和2年）

第5章 憲法改正国民投票

1 憲法改正国民投票の仕組み

(1) 日本国憲法の改正手続に関する法律

日本国憲法第96条では、憲法の改正は、国会で衆参各議院の総議員の3分の2以上の賛成を経た後、国民投票によって過半数の賛成を必要とすると定められています。この憲法改正のための国民投票の具体的な手続きを定めたものが「日本国憲法の改正手続に関する法律」です。

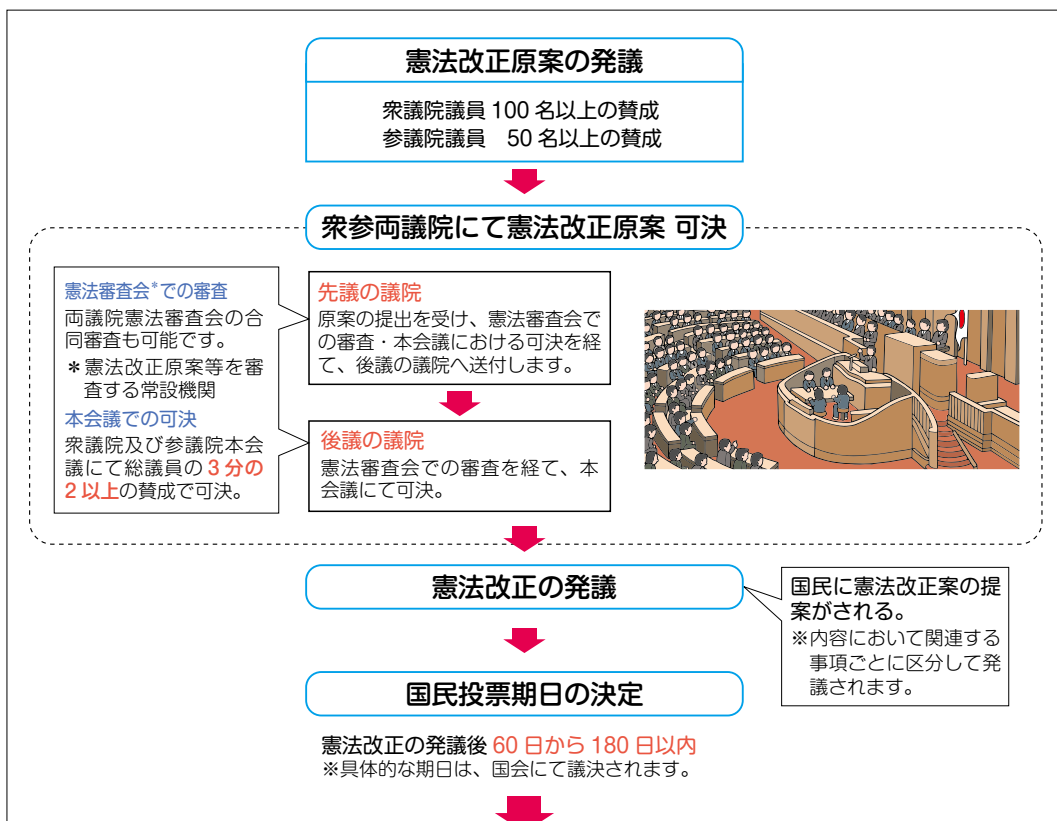
(2) 国民投票の投票権

日本国民で満18歳以上の者は国民投票の投票権を有します。

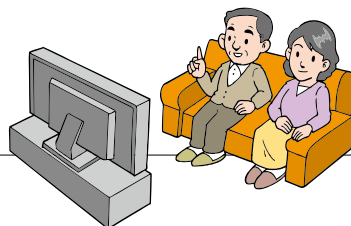
(3) 国民投票の流れ



国会



広報周知 国民投票運動



広報周知

国民投票広報協議会の設置

各議院の議員から委員を10人ずつ選任

憲法改正案の内容や賛成意見及び反対意見などを掲載した国民投票公報の原稿や、投票記載所に掲示する憲法改正案要旨を作成するほか、テレビやラジオ、新聞などで憲法改正案等の広報を行います。

総務大臣、中央選挙管理会、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会

国民投票の方法や国民投票運動の規制、そのほか国民投票の手続きに関して必要な事項を国民に周知します。

国民投票運動

憲法改正案に対し、賛成又は反対の投票をするよう、又はしないよう勧誘することを「国民投票運動」といいます。国民投票においては、投票が公正に行われるための必要最小限の規制が定められています。また、国民投票運動は、表現の自由等と密接に関連するため、国民投票運動に関する規制や罰則の適用は、これらの自由を不当に侵害することがないよう留意することとされています。

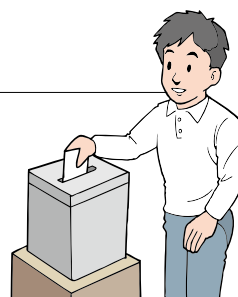
投票

投票

投票方法

投票は、**憲法改正案ごとに一人一票**となります。投票用紙に記載された賛成又は反対の文字を○の記号で囲み、投票所の投票箱に投函します。

また、投票に当たっては、期日前投票（投票期日前14日に当たる日から）や不在者投票、在外投票などが認められています。



開票

国民投票の効果

憲法改正が国民に承認されるのは賛成投票の数が投票総数*の

2分の1を超えた場合

憲法改正の公布の手続き

内閣総理大臣は、直ちに憲法改正の公布のための手続きをとります。

投票結果は、官報で告示されます。

※賛成投票数と
反対投票数の
合計数

